

大分大学医学部教育医長会議細則

令和6年3月6日制定
令和6年医学部細則第3-7号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部の組織に関する規程（平成21年医学部規程第1-1号）第7条の規定により、大分大学医学部教育医長会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、及び実施する。

- (1) 講座及び診療科での学生及び研修医の臨床教育及び指導に関すること。
- (2) 講座及び診療科の臨床実習において、学生の出欠管理及び実習評価に関すること。
- (3) その他臨床教育に関し必要な事項

(構成)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 教育医長
- (2) 医学教育センターの主担当の教員 1人
- (3) その他学部長が必要と認める者

2 前項第2号及び第3号の委員は、学部長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第5条 会議に議長及び副議長を置き、第3条第1項各号の委員の互選により各1名を選考し、学部長がそれぞれ指名する。

- 2 議長及び副議長の任期は1年とし、再任は1回までとする。
- 3 議長は、会議を招集する。
- 4 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、副議長がその職務を代行する。
- 5 副議長は、議長を補佐する。

(会議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより部会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の会議において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 議長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 会議の事務は、医学・病院事務部学務課において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。